

山梨県公報

第二千七百二十九号

平成二十九年

九月十一日

月 曜 日

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (二) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 保安林の所在場所 南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇六の二九六・五〇七の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (二) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡道志村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、道志村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源の涵養

目次

○保安林の指定の予定(二件).....	六一七
○保安林の指定施業要件の変更予定(五件).....	六一七
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	六一九
○収入証紙売りさばき人の死亡に係る届出.....	六一九
公 告	
○砂利採取業務主任者試験の実施.....	六一九
○換地処分の実施.....	六二〇
○土地区画整理組合の解散認可.....	六二〇
○開発行為に関する工事の完了について.....	六二〇
公安委員会	
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....	六二〇

告 示

山梨県告示第二百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 保安林の所在場所 富士吉田市上吉田字屋ビツ五六一四・字俣五六一五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字屋ビツ五六一四・字俣五六一五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都留市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都留市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲府市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲府市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都留市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

公 告

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 葦崎市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び葦崎市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第二百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年九月一日
- 二 指定道路の位置 笛吹市一宮町下矢字覚沢二百二十二番九
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小四・九五メートル
- 四 指定道路の延長 五五・八三メートル

山梨県告示第二百七十六号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人が死亡した旨の届出があった。

平成二十九年九月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

売りさばき場所	住 所	氏 名	死 亡 年 月 日
笛吹市石和町下平 井百八番地	笛吹市石和町下平 井百八番地	久保田法子	平成二十五年九月一日

● 砂利採取業務主任者試験の実施
砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十九年九月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 試験日時 平成二十九年十一月十日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四〇一会議室
- 三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。

- 1 砂利の採取に関する法令
- 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験手続

- 1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 砂利採取業務主任者試験受験票及び砂利採取業務主任者試験受験票（控）（砂利採取業務主任者試験受験票（控）には写真（受験願書提出前六月以内に撮影した縦四センチメートルかつ横三センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚をのり付けすること。）

- 2 受験手数料 八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

六 受験願書受付期間 平成二十九年十月二十日（金）から同年十一月二日（木）までの山梨県の休日を含める（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同月二日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部森林整備課
八 合格者の発表 平成二十九年十二月一日（金）に山梨県庁防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。

九 その他

- 1 試験当日持参する物

- (一) 砂利採取業務主任者試験受験票
- (二) 筆記用具

2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二三三―一六四五）に問い合わせること。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業三珠豊富地区（矢作工区）の換地処分を平成二十九年八月二十一日実施した。

平成二十九年九月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

● 土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十九年九月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称 富士河口湖町小立土地区画整理組合
- 二 事務所所在地 南都留郡富士河口湖町小立七百四十九番地
- 三 解散認可の年月日 平成二十九年八月三十一日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年九月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市穂坂町上今井字長峯八のの一の九のの一の部、十のの一、十一のの一から十一の三まで、十二のの一、十二の二の部、十三の三の部、十三の二、十三の二、十四の二の部、十七の二の部、十七の二、十七の三の部、十八の二の部、十八の三の部、十九の二の部、十九の三及び二十三の二の部並びに字下新居八百九十五の部、九百八十二の部及び九百八十三の部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目二十七番地 本坊酒造株式会社 代表取締役社長 本坊和人

公安委員会

山梨県公安委員会告示第九号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十九年九月十一日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

別表第一中

三八六	甲府市下曾根町一、一四六番地先（国道一四〇号と市道との丁字路交差点）	下曾根	平成二十七年一〇月二二日告示第一一八号
-----	------------------------------------	-----	---------------------

三八六	甲府市下曾根町一、一四六番地先（国道一四〇号と市道との丁字路交差点）	下曾根	平成二十七年一〇月二二日告示第一一八号
三八七	甲府市朝氣二丁目一番二三号先（国道四二一號（城東バイパス）と市道との十字路交差点）	朝氣二丁目	平成二十九年九月一日告示第一〇九号

一	富士吉田市上吉田六六九番地の二先（国道一三八号線と国道一三九号線との交差点）	上宿	昭和四十四年五月一五日告示第一五号
---	--	----	-------------------

一	富士吉田市上吉田六丁目一〇番八号先（国道一三七号と国道一三八号と国道一三九号と市道との交差点）	上宿	平成二十九年九月一日告示第一〇九号
---	---	----	-------------------

三	富士吉田市上吉田三、九二六番地先(国道一三九号線と国道一三七号線との交差点)	金鳥居前	昭和四〇年一〇月二五日 告示第三二二号
---	--	------	------------------------

三	富士吉田市上吉田一丁目九番九号先(国道一三九号と国道一三七号と市道との交差点)	金鳥居前	平成二九年九月一日 告示第一〇九号
---	---	------	----------------------

九	富士吉田市下吉田五、三三〇番地の四先(国道一三九号線と市道昭和通りとの交差点)	富士見二丁目	昭和四四年五月二〇日 告示第四〇号
---	---	--------	----------------------

九	富士吉田市富士見一丁目五番二六号先(国道一三九号と市道との交差点)	富士見二丁目	平成二九年九月一日 告示第一〇九号
---	-----------------------------------	--------	----------------------

四三	富士吉田市下吉田三六五番地先(国道一三九号線と県道新田下吉田線と市道との交差点)	本町二丁目	平成二五年四月一八日 告示第四八号
----	--	-------	----------------------

四三	富士吉田市下吉田一丁目四番二一号先(国道一三九号と県道新田下吉田線と市道との交差点)	本町二丁目	平成二九年九月一日 告示第一〇九号
----	--	-------	----------------------

一三〇	富士吉田市大明見二六四番地先(市道明見東通り線と市道大明見下の水線と市道大明見忍野線との四差路交差点)	明見第一駐在所前	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-----	---	----------	----------------------

一三〇	富士吉田市大明見一丁目一番一號先(市道同士の四差路交差点)	明見第一駐在所前	平成二九年九月一日 告示第一〇九号
-----	-------------------------------	----------	----------------------

に改める。

別表第三の六六〇の項及び六六一の項を次のように改める。

六六〇	削除		甲府	平成二九年九月一日 告示第一〇九号
六六一	削除		甲府	平成二九年九月一日 告示第一〇九号

別表第四の一〇六の項を次のように改める。

一〇六	町道	西八代郡市川三郷町(岩間二〇四六番地先(岩間上町交差点)から西八代郡市川三郷町岩間八二九番地三先(町道同士の丁字路交差点)までの間(一七〇メートル)	車両(二車輪)を軽車輪(二車輪)を除く	車両進行(西から東へ)を終日	甲府	平成二九年九月一日 告示第一〇九号
-----	----	--	---------------------	----------------	----	----------------------

別表第五の二六八の項を次のように加える。

二六九	主要地方道山梨線	甲府市丸の内一丁目一八番一號先(市役所東交差点)	北進する車両(二車輪)を軽車輪(二車輪)を除く	終日	甲府	平成二九年九月一日 告示第一〇九号
二七〇	市道	甲府市丸の内一丁目二一番二號先(桜通り北交差点)	北進する車両(二車輪)を軽車輪(二車輪)を除く	終日	甲府	平成二九年九月一日 告示第一〇九号
二七一	主要地方道山梨線	甲府市丸の内一丁目九番九號先(防災新館東交差点)	南進する車両(二車輪)を軽車輪(二車輪)を除く	終日	甲府	平成二九年九月一日 告示第一〇九号

別表第六の三五七の項を次のように改める。

三五七	市道	甲府市美咲一丁目三番一三号先(横沢通り北交差点)	北進する車両(二輪・軽車除く)	土曜、日曜、休日を除く	甲府	平成二十九年九月一日 告示第一〇九号
				九時一十分から九時一十分まで		

別表第六の五七二の項の次に次のように加える。

五七二	主要地 府山梨線	甲府市丸の内一丁目一六番一三二号先(市役所東交差点)	南進する車両(二輪・軽車除く)	終日	甲府	平成二十九年九月一日 告示第一〇九号
五七三	主要地 府山梨線	甲府市丸の内一丁目一七番二二号先(防災新館東交差点)	北進する車両(軽車除く)	終日	甲府	平成二十九年九月一日 告示第一〇九号
五七四	市道	甲府市中央二丁目九番一六号先(桜通り北交差点)	南進する車両(二輪・軽車除く)	終日	甲府	平成二十九年九月一日 告示第一〇九号

別表第十の三四の項を次のように改める。

三四	国道四一 一号	甲府市中央五丁目一番二五号先	四	甲府	平成二十九年九月一日 告示第一〇九号
----	------------	----------------	---	----	-----------------------

別表第十の四二〇の項を次のように改める。

四二〇	県道甲府中央 右左口線	甲府市宮原町一、三三九番地先	四	南甲府	平成二十九年九月一日 告示第一〇九号
-----	----------------	----------------	---	-----	-----------------------

別表第十の一、二八三の項を次のように改める。

一、二八三	県道山 中湖忍 野富士 吉田線	南都留郡忍野村忍草一、五一六番地先(忍野小学校前交差点)	三	富士 吉田	平成二十九年九月一日 告示第一〇九号
-------	--------------------------	------------------------------	---	----------	-----------------------

別表第十の五、五三〇の項を次のように加える。

五、五三一	国道四一 一城東 バイパス	甲府市朝氣二丁目一番二三号先	四	南甲府	平成二十九年九月一日 告示第一〇九号
五、五三二	市道	南アルプス市野牛島三、〇三四番地六先	一	南ア スル ブ	平成二十九年九月一日 告示第一〇九号
五、五三三	村道	南都留郡山中湖村山中一、〇八五番地一先	一	富士 吉田	平成二十九年九月一日 告示第一〇九号

別表第十四の一、四七四の項を次のように改める。

一、四 七四	国道四一 一城東 バイパス	甲府市和戸町九八六番地先(東部市民センター甲府市朝氣一丁目二番一三朝氣一丁目北側交差点)までの両	三、三八〇	車両(けん付引)	甲府南府	平成二十九年九月一日 告示第一〇九号
-----------	---------------------	--	-------	----------	------	-----------------------

別表第十四の一、七四九の項の次に次のように加える。

一、七 五〇	市道	南アルプス市吉田三三四番地一先(豊小学校前交差点)から南アルプス市吉田六七〇番地二先(市道同土)	五二〇	車両(けん付引)	南ア スル ブ	平成二十九年九月一日 告示第一〇九号
-----------	----	--	-----	----------	---------------	-----------------------

の丁字路交差点
までの両側

別表第十六の二一五の項を次のように改める。

一二五	市道	甲府市城東四丁目一番二二号先 (市道同士の十字路交差点・南 進車両)	甲府	平成二九年九月 告示第一〇九号
-----	----	--	----	--------------------

別表第十六の九、七七八の項を次のように改める。

九、七七八	削除		南アル プス	平成二九年九月 告示第一〇九号
-------	----	--	-----------	--------------------

別表第十六の二〇、八八八の項を次のように改める。

一〇、八八八	削除		甲府	平成二九年九月 告示第一〇九号
--------	----	--	----	--------------------

別表第十六の二一、六一二の項を次のように改める。

一一、六一二	削除		南アル プス	平成二九年九月 告示第一〇九号
--------	----	--	-----------	--------------------

別表第十六の二一、七九八の項及び二一、七九九の項を次のように改める。

一一、七九八	削除		富士吉 田	平成二九年九月 告示第一〇九号
一一、七九九	削除		富士吉 田	平成二九年九月 告示第一〇九号

別表第十六の二一、八四九の項及び二一、八五〇の項を次のように改める。

一一、八四九	削除		富士吉 田	平成二九年九月 告示第一〇九号
一一、八五〇	削除		富士吉 田	平成二九年九月 告示第一〇九号

別表第十六の二一、九二二の項の次に次のように加える。

一一、九二二	農道	甲州市勝沼町小佐手九七九番地 三先(市道と農道との十字路交 差点・西進車両)	日下部	平成二九年九月 告示第一〇九号
--------	----	--	-----	--------------------

別表第十七の二、二二四の項を次のように改める。

一、二二四	削除		南アル プス	平成二九年九月 告示第一〇九号
-------	----	--	-----------	--------------------

別表第十七の二、三九五の項の次に次のように加える。

一、三九六	国道四 号(東 部市 民セ ンタ ル交 差点) から 先(南 アル プス 市吉 田南 交差 点)ま での 両側	甲府市和戸町九 八番地先(東 部市民センタ ル交差点)か ら甲府市朝氣 一丁目二番一 号先(朝氣一 丁目北 交差点)ま での 両側	三、三八〇	車両	終日	南アル プス	甲府 南アル プス	平成二九年九月 告示第一〇九号
-------	---	---	-------	----	----	-----------	-----------------	--------------------

別表第十八の六〇の項、六一の項及び六二の項を次のように改める。

六〇	削除						甲府	平成二九年九月 告示第一〇九号
六一	削除						甲府	平成二九年九月 告示第一〇九号

六二二	削除					甲府	平成二十九年九月十一日	告示第一〇九号
-----	----	--	--	--	--	----	-------------	---------

別表第十九の二二八の項を次のように改める。

一二八	国道四一(一)号(東)	甲府市和戸町九八六番地先(東部)から甲府市市民センター南交差点)まで(朝気一丁目北交差点)までの両側歩道(三、三八〇メートル)	甲府南甲府	平成二十九年九月十一日	告示第一〇九号
-----	-------------	---	-------	-------------	---------